

## 令和2年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和2年度霧島市下水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月10日提出

霧島市長 中 重 真 一

## 記

## 令和2年度霧島市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,314,913,068	565,668,573	226,509,753
議会の議決による処分額	36,158,524	0	△126,458,524
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△90,300,000
資本金に組入れ	36,158,524	0	△36,158,524
条例による処分額	0	0	0
処分後残高	1,351,071,592	565,668,573	(繰越利益剰余金) 100,051,229

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

## (提案理由)

令和2年度霧島市下水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。